

## 信用取引・貸借取引規程関係

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則	1
制度信用取引に係る権利の処理に関する規則	27
別表 権利処理価額算出に関する表	31

## 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則

制定3. 11. 29

(目的)

第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程（以下「規程」という。）第7条第2項、第10条第2項及び第15条の規定に基づき、制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定等に関し、必要な事項を定める。

(12. 5. 11・15. 1. 14・16. 8. 27・16. 12. 13変更)

(内国株券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条 内国株券（内国法人の発行する株券及び優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(12. 5. 11追加・15. 1. 14・16. 8. 27・22. 4. 1変更)

(1) 株主数（1単位（業務規程第15条に規定する売買単位をいう。以下同じ。）以上の株式（優先出資を含む。以下同じ。）を所有する株主の数をいう。以下同じ。）が、300人以上の銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・13. 7. 16・13. 9. 1・13. 10. 1・15. 10. 1・18. 5. 1・21. 1. 5・27. 2. 13変更)

(2) 流通株式数が、次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

(27. 2. 13変更)

a 流通株式数（役員（役員持株会を含み、取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下同じ。）、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社、上場株式数の10%以上の株式（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。以下同じ。）を所有する株主を除く株主が所有する株式の数をいう。以下同じ。）が、上場株式数の25%以上であるとき。

(13. 7. 16追加・13. 9. 1・13. 10. 1・17. 2. 1・27. 2. 13変更)

b 流通株式数が2,000単位以上であるとき（その発行者が自己株式取得決議（有価証券上場規程第3条第2項第5号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。）を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数（当該決議による既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。）を流通株式数から減じた結果2,000単位に満たないこととなることを除く。）。)

(13. 7. 16追加・13. 9. 1・13. 10. 1・17. 2. 1・27. 2. 13変更)

(3) 削除

(13. 7. 16追加・13. 9. 1・14. 2. 1・22. 4. 1・24. 5. 10・31. 4. 1変更)

(4) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態（有価証券上場規程に関する取扱い要領14. の2 (4) aに定める状態（株券上場廃止基準の取扱い1. (5) dに定める場合を除く。）をいう。以下同じ。）である銘柄以外の銘柄であるとき。

(13. 7. 16追加・18. 5. 1・27. 4. 1・31. 4. 1・2. 11. 1変更)

(5) 第4条の規定による選定の日以後の日の上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・13. 7. 16変更)

(6) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・12. 8. 7・13. 7. 16・20. 4. 1・6. 3. 8変更)

(7) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1. (9) fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1. (4) c（同取扱い2. (2) cにおいて準用する場合を含む。）並びに同取扱い1. (4) d及び2. (2) bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(13. 10. 1追加・15. 1. 1・15. 5. 8・16. 10. 1・30. 3. 31変更)

(8) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・13. 7. 16変更)

(9) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・13. 7. 16・13. 10. 1変更)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの (b)、(d)、(e)、(f) 及び同dの規定は前項1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの (b)、(c)、(e)、(f) 及び同dの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する（優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの (b) 及び(c) の規定を除く。）。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの (b)、(c) 及び(e) 並びに同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2. (1) aの (e)、(f) 及び同取扱い2. (1) dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主等基準日（有価証券報告書に記載される大株主の状況又は大口出資者の状況に係る基準日をいう。以下同じ。）である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

(13. 7. 16追加・13. 9. 1・13. 10. 1・15. 1. 1・17. 2. 1・18. 5. 1・22. 4. 1・22. 6. 30・24. 5. 10・27. 2. 13・30. 3. 31・31. 4. 1変更)

3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項（第4条第1項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売（業務規程第30条又は国内の他の金融商品取引所の規則により定める立会外分売であつて、

50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。)を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、株主数及び流通株式数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(12.5.11追加・13.7.16・13.10.1・18.5.1・19.9.30・27.2.13変更)

(1) 流通株式数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式を除く。)を加算した数を審査対象事業年度の末日における流通株式数とみなすものとする。

(12.5.11追加・18.5.1・27.2.13変更)

(2) 株主数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数)を加算した株主数を審査対象事業年度の末日における株主数とみなすものとする。

(12.5.11追加・18.5.1変更)

4 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第6項第1号若しくは第3号又は第6条第4項の規定の適用を受けて上場される株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(12.5.11追加・13.7.16・22.4.1変更)

(1) 第1項第2号b、第4号、第7号及び第9号に適合する銘柄であるとき。

(12.5.11追加・13.10.1・27.2.13・31.4.1変更)

(2) 株主数及び流通株式数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

(12.5.11追加・27.2.13変更)

5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。)

(18.5.1追加・18.6.1・21.1.5変更)

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信

用銘柄に選定するものとする。

(12. 5. 11追加・13. 7. 16・22. 4. 1変更)

(1) 第1項第2号b及び第4号から第9号に適合する銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・13. 10. 1・16. 8. 27・27. 2. 13・31. 4. 1変更)

(2) 株主数及び流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第5条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・27. 2. 13変更)

7 第1項の規定にかかわらず、株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査においては、株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された銘柄については、同項第4号から第9号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、同項第1号及び第5号から第9号までの各号に適合する場合に、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(28. 10. 24・31. 4. 1追加・4. 4. 4変更)

8 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の株券の発行者が発行する新株券が既に上場されているか又は新たに上場されることになった場合は、本所は当該新株券を制度信用銘柄に選定することができる。

(12. 5. 11追加・13. 7. 16・16. 8. 27・27. 2. 13・28. 10. 24変更)

9 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての第3項各号の規定の適用については、同項各号の規定中「審査対象事業年度の末日」とあるのは、「審査対象事業年度に係る株主等基準日」とし、第4項第2号の規定の適用については、同項第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「上場後最初に到来する株主等基準日」とし、第6項第2号の適用については、同項第2号中「合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「合併又は株式交換の後最初に到来する株主等基準日」とする。

(30. 3. 31追加)

(不動産投資信託証券に係る制度信用銘柄の選定基準)

第2条の2 不動産投資信託証券（投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資信託の受益証券又は投資証券をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 上場受益権口数又は上場投資口口数が2,000口以上の銘柄であるとき。

(2) 受益権又は投資口の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

a 大口受益者（所有する受益権口数の多い順に10名の受益者をいう。以下同じ。）が所有する受益権の総口数又は大口投資主（所有する投資口口数の多い順に10名の投資主をいう。以下同じ。）が所有する投資口の総口数が、上場受益権口数又は上場投資

口口数の80%以下であるとき。

- b 受益者数（大口受益者を除く。以下同じ。）又は投資主数（大口投資主を除く。以下同じ。）が300人以上であるとき。

(3) 削除

(19.9.30・31.4.1変更)

- (4) その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄以外の銘柄であるとき。この場合において、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い（以下「不動産投信特例取扱い」という。）3.(1)の規定は、純資産総額の算定について準用する。

(31.4.1変更)

- (5) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

- (6) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(20.4.1・27.2.13・6.3.8変更)

- (7) 不動産投信特例取扱い8.(7)aに定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

- (8) 売買について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

- (9) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

- 2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)及び同dの規定は前項第2号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)bの規定は前項第4号に規定する純資産総額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.

(1)aの(e)及び同dの規定中「流通株式数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(5)b中「純資産」とあるのは「純資産総額」と、それぞれ読み替えるものとする。

(16.10.1・18.5.1・22.4.1・24.5.10・27.2.13・31.4.1変更)

- 3 審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第4条第1項及び第3項（第4条第1項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制

限付分売を行われた上場不動産投資信託証券であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の基準日における上場受益権口数又は投資口口数に当該公募に係る受益権口数又は投資口口数を加算した受益権口数又は投資口口数を、最近の基準日における上場受益権口数又は投資口口数とみなすものとする。

(16.10.1変更)

(1) 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益権口数又は投資口口数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した受益権口数又は投資口口数を加減した受益権口数又は投資口口数に基づき算出した大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数を最近の基準日における大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数とみなすものとする。

(16.10.1変更)

(2) 受益者数又は投資主数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益者数又は投資主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る受益者数又は投資主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した受益者数又は投資主数を最近の基準日における受益者数又は投資主数とみなすものとする。

(16.10.1変更)

4 第1項の規定にかかわらず、不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「不動産投信特例」という。）第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券（同項において定める行為の当事者の発行する投資証券が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第1号、第4号及び第9号に適合する銘柄であるとき。

(31.4.1変更)

(2) 投資口の分布状況が、上場後最初に終了する営業期間の末日までに第5条の2第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人（本所に上場している投資証券（投資者の資金を主として不動産関連資産に対する投資として運用することを目的とする投資証券をいう。）の発行者である投資法人をいう。以下同じ。）が、制度信用銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、そ

れを制度信用銘柄に選定するものとする。

(22. 4. 1変更)

(1) 第1項第1号及び第4号から第9号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(31. 4. 1変更)

(2) 投資口の分布状況が、合併後最初に終了する営業期間の末日までに第5条の2第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の不動産投資信託証券の発行者が発行する新不動産投資信託証券が既に上場されているか又は新たに上場されることになった場合は、本所は当該新不動産投資信託証券を制度信用銘柄に選定することができる。

(16. 8. 27追加)

(内国株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である内国株券のうち地場銘柄（九州・山口及び沖縄に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が、次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(5. 8. 10・8. 1. 1・8. 4. 1・9. 7. 1・9. 10. 27・11. 3. 1・12. 5. 11・15. 1. 14・16. 8. 27・22. 4. 1変更)

(1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。

(9. 7. 1追加)

(2) 株主数が1, 000人以上の銘柄であるとき。

(6. 10. 1・11. 9. 1・13. 7. 16・13. 10. 1・15. 10. 1・27. 2. 13変更)

(3) 流通株式数が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

(27. 2. 13変更)

a 流通株式数が上場株式数の30%以上であるとき。

(8. 1. 1・8. 4. 1・11. 3. 1・13. 7. 16・27. 2. 13変更)

b 流通株式数が、1万単位以上であるとき（その発行者が自己株式取得決議を行った場合であって、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数を流通株式数から減じた結果1万単位に満たないこととなることを除く。）。

(13. 7. 16・27. 2. 13変更)

(4) 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

(8. 11. 1追加・13. 10. 1・18. 5. 1・30. 3. 31変更)

a 本所の市場における月平均売買高（当該銘柄の市場内売買の売買高合計の月割高をいう。この号、第8項第3号、次条第1項第4号及び同条第6項第3号において以下同じ。）が5単位以上であるとき。

(8. 11. 1追加・10. 12. 1・13. 10. 1・16. 8. 27・16. 12. 13・19. 7. 1変更)

b 本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている株券について、本所及び当該他の



金融商品取引所における月平均売買高の合計が10単位以上であるとき。

(8. 11. 1追加・11. 3. 1・13. 10. 1・19. 9. 30変更)

(5) 削除

(8. 11. 1追加・10. 1. 1・13. 7. 16・31. 4. 1変更)

(6) 削除

(13. 7. 16追加・18. 5. 1・24. 5. 10・31. 4. 1変更)

(7) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(13. 7. 16・16. 8. 27変更)

(8) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(10. 12. 1・12. 8. 7・13. 7. 16・20. 4. 1・6. 3. 8変更)

(9) 株券上場廃止基準第2条第1項第7号後段に定める期間内にある銘柄、株券上場廃止基準の取扱い1.(9)fに定める猶予期間内にある銘柄並びに同取扱い1.(4)c(同取扱い2.(2)cにおいて準用する場合を含む。)並びに同取扱い1.(4)d及び2.(2)bに定める期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(13. 10. 1追加・15. 1. 1・15. 5. 8・16. 10. 1・22. 4. 1変更)

(10) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(10. 12. 1・13. 7. 16変更)

(11) 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(8. 11. 1・13. 7. 16・13. 10. 1変更)

(12) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(13. 10. 1追加)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(d)、(e)、(f)、及び同dの規定は、前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は、前項第3号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)dの規定は前項第4号に規定する売買高について、それぞれ準用する(優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)及び(c)の規定を除く。)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)及び(e)並びに同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1)aの(e)、(f)及び同取扱い2.(1)dの規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(3)d中「bに規定する日からさかのぼって1年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

(6. 10. 1追加・8. 1. 1・8. 5. 1・9. 7. 1・10. 12. 1・11. 3. 1・13. 7. 16・13. 9. 1・13. 10. 1・15. 1. 1・17. 2. 1・18. 5. 1・18. 6. 1・22. 4. 1・22. 6. 30・24. 5. 10・27. 2. 13・30. 3. 31・31. 4. 1変更)

- 3 審査対象事業年度の末日後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行った上場会社であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したときは、株主数及び流通株式数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、審査対象事業年度の末日における上場株式数に当該公募に係る株式数を加算した株式数を、審査対象事業年度の末日における上場株式数とみなすものとする。

(9. 1. 1追加・13. 10. 1・18. 5. 1・19. 9. 30・27. 2. 13変更)

(1) 流通株式数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された流通株式数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株式数(当該株式のうち明らかに流通株式とはならないと認められる株式を除く。)を加算した数を審査対象事業年度の末日における流通株式数とみなすものとする。

(9. 1. 1追加・18. 5. 1・27. 2. 13変更)

(2) 株主数については、上場会社が本所に提出した本所所定の「株式の分布状況表」に記載された株主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る株主数(数量制限付分売については、本所が認めた人数)を加算した株主数を審査対象事業年度の末日における株主数とみなすものとする。

(9. 1. 1追加・18. 5. 1変更)

- 4 第1項の規定にかかわらず、株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された地場銘柄又は上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券に対する上場後最初の選定審査(第8項の規定の適用を受ける場合を除く。)においては、株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された地場銘柄については、第1項第7号から第12号までの各号、上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券については、第1項第2号、第3号a及び第7号から第12号までの各号に適合する場合に、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(9. 10. 27追加・10. 1. 1・12. 3. 1・12. 10. 20・13. 7. 16・13. 9. 1・13. 10. 1・19. 9. 30・22. 4. 1・27. 2. 13・4. 4. 4変更)

- 5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第6項第1号若しくは第3号又は第6条第4項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券(これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(10. 1. 1追加・11. 3. 1・12. 3. 1・12. 5. 11・19. 7. 1・22. 4. 1変更)

(1) 第2条第1項第4号並びにこの条第1項第3号b、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(10. 1. 1追加・12. 3. 1・13. 10. 1・27. 2. 13・31. 4. 1変更)

(2) 株主数及び流通株式数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

(10. 1. 1追加・12. 3. 1・19. 7. 1・27. 2. 13変更)

6 前1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。)

(18. 5. 1追加・19. 7. 1・21. 1. 5変更)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(12. 3. 1追加・22. 4. 1変更)

(1) 第2条第1項第4号並びにこの条第1項第3号b、第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(12. 3. 1追加・13. 10. 1・27. 2. 13・31. 4. 1変更)

(2) 株主数及び流通株式数が、合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日までに第6条第1項第1号及び第2号aの規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

(12. 3. 1追加・12. 5. 11・27. 2. 13・30. 3. 31変更)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券(以下「他市場上場銘柄」という。)が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(9. 10. 27追加・11. 11. 10・12. 3. 1・16. 12. 13・19. 9. 30変更)

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(11. 11. 10追加・16. 12. 13・19. 9. 30変更)

(2) 次のaからcまでに掲げる銘柄の区分に従い、当該aからcまでに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a 株式会社東京証券取引所が開設するプライム市場に上場された銘柄

第1項第3号b及び第7号から第12号までの各号

(19. 9. 30・27. 2. 13・4. 4. 4変更)

b 上場優先出資証券口数が10万口以上である優先出資証券

第1項第2号、第3号a及び第7号から第12号までの各号

(27. 2. 13変更)

c a 及び前bに掲げる銘柄以外の銘柄

第1項第2号、第3号及び第7号から第12号までの各号

(9.10.27追加・11.11.10・12.10.20・13.7.16・13.9.1・13.10.1・16.12.13・31.4.1変更)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が10単位以上である銘柄であるとき。

(9.10.27追加・11.3.1・11.11.10・16.12.13・19.9.30変更)

9 事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である会社についての第3項各号の適用については、同項各号の規定中「審査対象事業年度の末日」とあるのは、「審査対象事業年度に係る株主等基準日」とし、第5項第2号の規定の適用については、同項第2号中「上場後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「上場後最初に到来する株主等基準日」とし、第7項第2号の適用については、同項第2号中「合併又は株式交換の後最初に終了する事業年度の末日」とあるのは、「合併又は株式交換の後最初に到来する株主等基準日」とする。

(30.3.31追加)

10 上場銘柄のうち地場銘柄以外の銘柄に係る貸借銘柄の選定については、原則として、株式会社東京証券取引所の「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(12.3.1・22.4.1・30.3.31変更)

(不動産投資信託証券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条の2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 上場後6か月間を経過している銘柄であるとき。

(2) 上場受益権口数又は上場投資口口数が1万口以上の銘柄であるとき。

(3) 受益権又は投資口の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。

a 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場受益権口数又は上場投資口口数の75%以下であるとき。

b 受益者数又は投資主数が、1,000人以上であるとき。

(4) 各銘柄の計算期間又は営業期間の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として6か月間における売買高が次のa又はbに適合する銘柄であるとき。

a 本所の市場における月平均売買高が5口以上であるとき。

b 本所及び国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券について、本所及び当該他の金融商品取引所における月平均売買高の合計が10口以上であるとき。

(19.9.30変更)

(5) 削除

(31.4.1変更)

(6) 削除

(31.4.1変更)

(7) 第4条の規定による選定の日以後の日に上場廃止となることが確実と認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(8) 特別注意銘柄、監理銘柄又は整理銘柄に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。

(20.4.1・27.2.13・6.3.8変更)

(9) 不動産投信特例取扱い8.(7)aに定める猶予期間内にある銘柄以外の銘柄であるとき。

(10) 売買又は信用取引について規制措置がとられている銘柄以外の銘柄であるとき。

(11) 貸不動産投資信託証券調達可能量からみて貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

(12) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄以外の銘柄であるとき。

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)及び同dの規定は前項第3号に規定する大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)及び同dの規定中「流通株式数」とあるのは「大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)d中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口口数」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(e)中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場審査基準の取扱い2.(1)d中「株券」とあるのは「不動産投資信託証券」と、「50単位」とあるのは「50口」と、「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、「株式の分布状況」とあるのは「受益券又は投資口の分布状況」と、それぞれ読み替えるものとする。

(16.10.1・22.4.1・24.5.10・27.2.13・31.4.1変更)

3 審査対象計算期間又は審査対象営業期間後から第4条第1項及び第3項(第4条第1項に係るものに限る。)に定める日の属する月の前々月の末日までに公募若しくは売出し又は数量制限付分売を行われた上場不動産投資信託証券であって、当該期間内に当該公募若しくは売出しの内容又は数量制限付分売の結果について証する書面を提出したものについて適用するものとし、大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数及び受益者数又は投資主数については、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。この場合において、最近の基準日における上場受益権口数又は投資口口数に当該公募に係る受益権口数又は投資口口数を加算した受益権口数又は投資口口数を、最近の基準日における上場受益権口数又は投資口口数とみなすものとする。

(16.10.1変更)

(1) 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益権口数又は投資口口数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売により増減した受益権口数又は投資口口数を加減した受益権口数又は投資口口数に基づき算出した大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数を最近の基準日における大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数とみなすものとする。

(16.10.1変更)

(2) 受益者数又は投資主数については、上場不動産投資信託証券の発行者が本所に提出した「不動産投資信託証券の分布状況表」に記載された受益者数又は投資主数に、当該公募若しくは売出し又は数量制限付分売に係る受益者数又は投資主数（数量制限付分売については、本所が認めた人数）を加算した受益者数又は投資主数を最近の基準日における受益者数又は投資主数とみなすものとする。

(16.10.1変更)

4 第1項の規定にかかわらず、不動産投信特例第4条第2項の規定の適用を受けて上場される投資証券（同項において定める行為の当事者の発行する投資証券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条の2第1項第4号並びにこの条第1項第2号、第11号及び第12号に適合する銘柄であるとき。

(31.4.1変更)

(2) 投資口の分布状況が、上場後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の2第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

5 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない上場投資法人が、貸借銘柄の発行者である上場投資法人を吸収合併する場合における当該貸借銘柄の発行者でない投資法人の投資証券に対する合併後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(22.4.1変更)

(1) 第2条の2第1項第4号並びにこの条第1項第2号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(31.4.1変更)

(2) 投資口の分布状況が、合併後最初に終了する営業期間の末日までに第6条の2第1項第2号の規定に該当しない見込みのある銘柄であるとき。

6 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証

券（以下「他市場上場不動産投資信託証券」という。）に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(16. 12. 13・19. 9. 30変更)

(1) 国内の他の金融商品取引所における上場の日から本所における上場の日までの期間が6か月を超えている銘柄であるとき。

(16. 12. 13・19. 9. 30変更)

(2) 第1項第2号、第3号及び第7号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(31. 4. 1変更)

(3) 当該銘柄の上場日を含む月の前月の末日からさかのぼって原則として6か月間における国内の他の金融商品取引所のいずれかにおける月平均売買高が10口以上である銘柄であるとき。

(16. 8. 27追加・16. 12. 13・19. 9. 30変更)

(選定の時期)

第4条 第2条及び第2条の2の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条及び第3条の2の規定による貸借銘柄の選定は、毎月1回、各銘柄の発行者の事業年度の末日（不動産投資信託証券にあっては、計算期間又は営業期間の末日）を含む月から起算して6か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）を行う。

(8. 5. 1・9. 7. 1・12. 5. 11・16. 8. 27・18. 5. 1・30. 3. 31・31. 4. 1変更)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日を行う。

(9. 7. 1追加・9. 10. 27・12. 5. 11変更)

(1) 第2条第1項及び第2条の2第1項の規定に適合する新規上場銘柄の制度信用銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(12. 5. 11追加・16. 8. 27変更)

(2) 第2条第7項の規定による制度信用銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日（国内の他の金融商品取引所において約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）

(28. 10. 24追加)

(3) 第3条第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日から起算して6日目（休業日を除外する。）の日

(9. 10. 27追加・11. 11. 10・13. 10. 1・22. 9. 30・28. 10. 24・31. 4. 1変更)

- (4) 第2条第4項及び第5項並びに第2条の2第4項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第5項及び第6項並びに第3条の2第4項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄が上場された日

(10. 1. 1追加・12. 5. 11・13. 7. 16・13. 10. 1・16. 8. 27・18. 5. 1・28. 10. 24変更)

- (5) 第2条第6項及び第2条の2第5項の規定による制度信用銘柄の選定並びに第3条第7項及び第3条の2第5項の規定による貸借銘柄の選定

合併又は株式交換により発行される株券又は投資証券が上場された日

(12. 3. 1追加・12. 5. 11・13. 7. 16・13. 10. 1・16. 8. 25・18. 5. 1・28. 10. 24変更)

- (6) 第3条第8項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定（他市場制度信用銘柄（他市場上場銘柄のうち、他市場制度信用取引（国内の他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る信用取引のうち、品貸料及び弁済の繰延期限について当該金融商品取引所の規則に定めるところに従って行うものをいう。以下同じ。）を行うことができる銘柄をいう。以下同じ。）の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券（他市場上場不動産投資信託証券のうち、他市場制度信用取引を行うことができるものをいう。以下同じ。）の選定を除く。）

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）

(9. 10. 27追加・10. 1. 1・11. 3. 1・11. 11. 10・12. 3. 1・13. 10. 1・16. 8. 27・16. 12. 13・18. 5. 1・19. 9. 30・22. 9. 30・28. 10. 24変更)

- (7) 第3条第8項及び第3条の2第6項の規定による貸借銘柄の選定（他市場制度信用銘柄の選定及び他市場制度信用不動産投資信託証券の選定に限る。）

当該銘柄が上場された日

(16. 12. 13追加・18. 5. 1・28. 10. 24変更)

- (8) 第2条第8項及び第2条の2第6項の規定による制度信用銘柄の選定

- a 新株券又は新不動産投資信託証券が既に上場されている場合

当該新株券又は新不動産投資信託証券の発行者が発行する株券又は不動産投資信託証券を制度信用銘柄に選定した日

- b 新株券又は新不動産投資信託証券が新たに上場されることとなった場合

当該新株券又は新不動産投資信託証券が上場された日

(12. 5. 11追加・13. 7. 16・13. 10. 1・16. 8. 27・18. 5. 1・28. 10. 24変更)

- 3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して8か月目の月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）まで、第2項第3号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日とし、応答日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、第2項第6号及び第7号の貸借銘柄の選定は、当該各



号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

(13. 10. 1追加・16. 1. 5・16. 8. 27・16. 12. 13・18. 5. 1・19. 7. 1・22. 9. 30・28. 10. 24・31. 4. 1変更)

(制度信用銘柄である内国株券の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄である内国株券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(12. 5. 11追加・16. 8. 27・22. 4. 1変更)

(1) 株主数が、150人に達しない銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・13. 10. 1・27. 2. 13変更)

(2) 流通株式数が次のa又はbのいずれかに該当する銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・27. 2. 13変更)

a 流通株式数が、上場株式数の25%に満たないとき。

(12. 5. 11追加・27. 2. 13変更)

b 流通株式数が2,000単位に満たないとき。

(12. 5. 11追加・27. 2. 13変更)

(2)の2 その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(31. 4. 1追加)

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加)

(4) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

(12. 5. 11追加・13. 10. 1変更)

2 株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b、c、d、n及びoの規定は、前号第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する(優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)及び(c)の規定を除く)。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2.(1)aの(b)、(c)及び(e)の規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2.(1)aの(e)中「最近の基準日等」及び「当該基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)b中「1,000単位」とあるのは「2,000単位」と、同取扱い1.(2)o中「5%」とあるのは「25%」と、それぞれ読み替えるものとする。

(12. 5. 11追加・13. 10. 1・22. 4. 1・27. 2. 13・30. 3. 31変更)

3 第1項の規定にかかわらず、第2条第8項の規定により制度信用銘柄に選定された新株が第

1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定の取消しは行わない。

(12. 5. 11追加・13. 7. 16・16. 8. 27・18. 5. 1・28. 10. 24変更)

(制度信用銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第 5 条の 2 制度信用銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場受益権口数又は上場投資口口数が 2, 0 0 0 口に満たない銘柄であるとき。

(2) 受益権又は投資口の分布状況が次の a 又は b のいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場受益権口数又は上場投資口口数の 8 0 % を超えるとき。

b 受益者数又は投資主数が、1 5 0 人に達しないとき。

(2) の 2 その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である銘柄であるとき。

(31. 4. 1追加)

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(4) その他制度信用銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

2 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い 8. (8) の規定は、前項第 1 号に規定する上場受益権口数又は上場投資口口数について、株券上場廃止基準の取扱い 1.

(2) i の規定は前項第 2 号 b に規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い 1. (2) i 中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、それぞれ読み替えるものとする。

(16. 10. 1・22. 4. 1・30. 3. 31変更)

3 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条の 2 第 6 項の規定により制度信用銘柄に選定された新不動産投資信託証券が第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、制度信用銘柄の選定の取消しは行わない。

(16. 8. 27追加)

(貸借銘柄である内国株券の選定取消基準)

第 6 条 上場銘柄のうち地場銘柄であり、かつ、貸借銘柄である内国株券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(10. 12. 1・16. 8. 27・22. 4. 1変更)

(1) 株主数が、6 0 0 人に達しない銘柄であるとき。

(13. 10. 1・15. 10. 1・27. 2. 13変更)

(2) 流通株式数が次の a 又は b のいずれかに該当する銘柄であるとき。

(11. 5. 11・13. 10. 1・27. 2. 13変更)

a 流通株式数が、上場株式数の30%に満たないとき。

(8. 1. 1・27. 2. 13変更)

b 流通株式数が5,000単位に満たないとき。(7. 7. 1・11. 5. 1・27. 2. 13変更)

(2) の2 その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(31. 4. 1追加)

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(10. 12. 1変更)

(4) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

(8. 11. 1・13. 10. 1変更)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1. (2) b、c、d及びjの規定は、前項第1号に規定する株主数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(c)、(e)並びに株券上場廃止基準の取扱い1. (2) b、c、d、n及びoの規定は、前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。(優先出資証券にあつては、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)及び(c)の規定を除く。) この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1. (2) b及びjの規定中「150人」とあるのは「600人」と、「1,000単位」とあるのは「5,000単位」と、同取扱い1. (2) o中「5%」とあるのは「30%」と、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(c)及び(e)の規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い2. (1) aの(e)中「最近の基準日等」及び「当該基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日(事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主等基準日)」と、それぞれ読み替えるものとする。

(5. 7. 1・6. 10. 1・8. 1. 1・9. 1. 1・11. 3. 1・13. 10. 1・15. 10. 1・22. 4. 1・27. 2. 13・30. 3. 31変更)

3 上場銘柄のうち地場銘柄以外の貸借銘柄に係る貸借銘柄の選定の取消しについては、原則として、株式会社東京証券取引所の「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」による。

(22. 4. 1・30. 3. 31変更)

(貸借銘柄である不動産投資信託証券の選定取消基準)

第6条の2 貸借銘柄である不動産投資信託証券が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) 上場受益権口数又は上場投資口口数が1万口に満たない銘柄であるとき。

(2) 受益権又は投資口の分布状況が次のa又はbのいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 大口受益者が所有する受益権の総口数又は大口投資主が所有する投資口の総口数が、上場受益権口数又は上場投資口口数の80%を超えるとき。

b 受益者数又は投資主数が、600人に達しないとき。

(2) の2 その銘柄の直前計算期間又は直前営業期間の末日における純資産総額が負である

銘柄であるとき。

(31. 4. 1追加)

(3) 上場廃止が決定された銘柄であるとき。

(4) その他貸借銘柄として適当でないと認められる銘柄であるとき。

- 2 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い8.(8)の規定は前項第1号に規定する上場受益権口数又は上場投資口数について、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) iの規定は前項第2号bに規定する受益者数又は投資主数について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) iの規定中「上場会社」とあるのは「不動産投資信託証券の発行者」と、「株主数」とあるのは「受益者数又は投資主数」と、「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、それぞれ読み替えるものとする。

(16. 8. 27追加・16. 10. 1・22. 4. 1・27. 2. 13変更)

(株券に係る選定取消基準の特例)

- 第7条 第5条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、株券の制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条第1項第1号若しくは第2号b又は第6条第1項第1号若しくは第2号bに該当するときは、原則として該当した事業年度の末日の翌日から起算して1か年目の日(事業年度の末日の変更により当該1か年目の日が当該銘柄の株券の発行者の事業年度の末日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

(5. 2. 28・12. 5. 11・13. 10. 1・18. 5. 1・27. 2. 13変更)

- 2 猶予期間内に株主等基準日を事業年度の末日と異なる日に変更した銘柄及び事業年度の末日と異なる日が株主等基準日である銘柄についての前項の規定の適用については、猶予期間の最終日の属する事業年度に係る株主等基準日における株主数及び流通株式数を猶予期間の最終日における株主数及び流通株式数とみなすものとする。

(30. 3. 31追加)

- 3 株券上場廃止基準の取扱い1.(2) g、j、k、l及びmの規定は、第5条第1項第1号若しくは第2号b又は第6条第1項第1号若しくは第2号bに該当し、猶予期間に入った制度信用銘柄又は貸借銘柄について準用する。この場合において、第5条第1項第1号又は第2号bの規定に該当し猶予期間に入った制度信用銘柄については、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) mの規定中「1, 000単位」とあるのは「2, 000単位」と、前条第1項第1号又は第2号bに該当し猶予期間に入った貸借銘柄については、株券上場廃止基準の取扱い1.(2) mの規定中「1, 000単位」とあるのは「5, 000単位」と、それぞれ読み替えるものとする。

(5. 7. 1・6. 10. 1・7. 3. 1・8. 1. 1・9. 1. 1・11. 3. 1・11. 8. 1・12. 5. 11・13. 10. 1・16. 8. 27・27. 2. 13・30. 3. 31

変更)

(不動産投資信託証券に係る選定取消基準の特例)

第7条の2 第5条の2第1項及び第6条の2第1項の規定にかかわらず、不動産投資信託証券の制度信用銘柄又は貸借銘柄が第5条の2第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当するときは、原則として該当した計算期間又は営業期間の末日の翌日から起算して1か年目の日(計算期間又は営業期間の変更により当該1か年目の日が上場不動産投資信託証券の計算期間又は営業期間の最終日に当たらないときは、当該1か年目の日後最初に到来する計算期間又は営業期間)までの期間(以下この条において「猶予期間」という。)を通じてこれらの規定に該当したと認められる場合を除き、制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは行わない。

(27.2.13変更)

2 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)g、j、k、l及びmの規定は、第5条の2第1項第2号又は第6条の2第1項第2号に該当し猶予期間に入った銘柄について準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)g、j、及びmの規定中「上場会社」とあるのは「上場不動産投資信託証券の発行者」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)g及びmの規定中「流通株式数」とあるのは「上場受益権口数又は上場投資口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)g、k、l及びm中「株式数」とあるのは「受益権口数又は投資口数」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)g、j、k、l及びmの規定中「株式」とあるのは「受益権又は投資口」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)g、j、k及びlの規定中「株主」とあるのは「受益者又は投資主」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)g中「株式の分布状況表」とあるのは「不動産投資信託証券の分布状況表」と、株券上場廃止基準の取扱い1.(2)k中「株式分割」とあるのは「受益権の分割又は投資口の分割」と、「1単位」とあるのは「1口」と、それぞれ読み替えるものとする。

(16.8.27・16.10.1・22.4.1・27.2.13変更)

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第2号a又は第2号の2若しくは第4号、第5条の2第1項第1号又は第2号の2若しくは第4号、第6条第1項第2号a又は第2号の2若しくは第4号又は第6条の2第1項第1号又は第2号の2若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

(27.2.13・31.4.1変更)

2 第7条及び前条に規定する猶予期間を通じて第5条第1項第1号若しくは第2号b、第5条の2第1項第2号、第6条第1項第1号若しくは第2号b又は第6条の2第1項第2号に該当したと認められる場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該猶予期間の最終日の属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日に行う。ただし、第7条第2項及び前条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)k並びに第7条第2項において準

用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)1に定める決議を行った銘柄及び第7条第2項において準用する株券上場廃止基準の取扱い1.(2)mに該当する銘柄のうち、本所が当該5か月目の月の初日に選定取消しを行うことが適当でないとした銘柄については、本所がその都度定める日とする。

(27.2.13変更)

3 第5条第1項第3号、第5条の2第1項第3号、第6条第1項第3号又は第6条の2第1項第3号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、当該銘柄の上場廃止が決定された日の翌日に行う。

(7.3.1・8.1.1・8.5.1・9.1.1・10.12.1・11.3.1・11.8.1・12.5.11・13.10.1・16.8.27変更)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 第2条から第3条の2までの規定による選定及び第5条から第6条の2までの規定による選定の取消しは、選定の日又は選定取消しの日における現況による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定の取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第1号、第2号及び第6項第2号、第2条の2第1項第2号及び第5項第2号、第3条第1項第2号、第3号及び第7項第2号、第3条の2第1項第3号及び第5項第2号、第5条第1項第1号、第2号、第5条の2第1項第2号、第6条第1項第1号、第2号並びに第6条の2第1項第2号

有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9.aの規定により提出される株式の分布状況表等若しくは不動産投信特例取扱いの7.

(8)の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等

(17.2.1・18.5.1・21.1.5・27.2.13変更)

(2) 第2条第1項第4号及び第2条の2第1項第4号

有価証券報告書等

(31.4.1変更)

(3) 第2条第4項第2号、第2条の2第4項第2号、第3条第5項第2号及び第3条の2第4項第2号

有価証券上場規程第3条第3項第1号bの規定により提出される「上場申請日以後における株式分布状況に関する予定書」又は不動産投信特例第3条第5項の規定により提出される「上場申請日以後における投資口の分布状況に関する予定書」

(5.7.1・5.8.10、6.10.1・8.1.1・9.7.1・10.1.1・11.9.1・12.3.1・12.5.11・13.7.16・13.10.1・16.8.2変更)

(本所が定める上場の態様)

第10条 規程第15条に規定する本所が別に定める態様は、次に掲げるものをいう。

(19.9.30・22.4.1 変更)

(1) 国内の他の金融商品取引所に対して制度信用銘柄である銘柄の上場の廃止が申請されたこと。

(19.9.30 変更)

(2) 株券又は投資証券が第2条第4項又は第2条の2第4項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(19.9.30・31.4.1 変更)

(3) 株券又は投資証券が第2条第6項又は第2条の2第5項の規定の適用を受けて制度信用銘柄に選定されることとなった場合において、当該株券又は投資証券が、国内の他の金融商品取引所に上場されないこと。

(16.12.13追加・18.5.1・19.9.30・31.4.1 変更)

#### 付 則

- 1 この規則は、平成3年11月29日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に貸借銘柄であるものは、第2条の規定に基づき、貸借銘柄に選定されたものとみなす。
- 3 前項の規定により貸借銘柄に選定されたものとみなされた銘柄のうち、この規則施行の日（以下「施行日」という。）前に到来した最終の決算期において貸借取引除外銘柄の認定に関する規則第2条第1項第2号に該当していた銘柄については、当該最終の決算期の翌日から起算して1か年目の日までの期間を通じて第4条第1項第2号に該当したと認められる場合は、貸借銘柄の選定を取消すものとする。
- 4 第5条第2項の規定は、前項に規定する期間内にある同項に規定する銘柄について準用する。
- 5 第6条第2項及び第7条第2項の規定は、付則第3項に規定する銘柄の同項に規定する期間経過後の貸借銘柄の選定取消しの時期及び資料について準用する。
- 6 第5条第2項第2号の規定は、平成3年4月1日以後に行う株式分割及び1単位の株式の数の変更について適用する。

(17.2.1 変更)
- 7 平成3年4月1日前に決議があった準備金の資本組み入れに伴う株式の発行及び資本組み入れした券面額を超える部分についての株式の発行は、株式分割とみなして第5条第2項第2号の規定を適用する。

(17.2.1 変更)
- 8 第4条第1項第2号及び第5条第1項の規定は、施行日以後に到来する決算期の資料に基づく貸借銘柄の選定の取消しから適用する。

(17.2.1 変更)

#### 付 則

第5条の規定は、平成5年2月28日から施行し、同日以後に改正前の第5条第1項に規定する猶予期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

#### 付 則

- 1 第4条第2号bの改正規定は、平成7年7月1日から施行し、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う株主数の審査から適用する。
- 2 施行日前に行った株主数の審査において改正前の第4条に定める株主数に満たないこととなった銘柄（猶予期間経過後の審査を行っていないものに限る。）が改正後の第4条に定める株主数を満たすこととなった場合には、施行日において、改正前の第4条に定める株主数に達したものと取り扱う。

付 則

改正後の第3条の規定にかかわらず、この改正規定の施行の日以後最初に行う貸借銘柄の選定は、平成7年4月1日から同年12月31日までの間に決算期を迎えた銘柄を審査対象銘柄とし、平成8年6月3日に行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成9年1月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定は、平成8年11月中に決算期を迎えた銘柄の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成10年1月1日から施行する。
- 2 平成8年4月1日前に開始した連結会計年度に係る連結損益計算書についての改正後の第2条第1項第5号b（b）の規定の適用については、同規定中「同規則第65条第1項第3号により記載される金額」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成10年大蔵省令第8号）による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条第1項第2号から第4号までに掲げる項目の金額及び為替換算調整勘定に計上される金額」とする。

(11.8.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）前に行った株主数の審査において改正前の第4条に定める株主数に満たないこととなった銘柄（猶予期間経過後の審査を行っていないものに限る。）が、改正後の第4条に定める株主数を満たすこととなった場合には、施行日において、改正前の第4条に定める株主数に達したものと取り扱う。

付 則

- 1 この改正規定は、平成11年8月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日前に開始した連結会計年度の連結損益計算書（平成10年1月1日改正付則第2項の規定の適用を受ける連結損益計算書を除く。）についての改正後の第2条第1項第5号b（b）の規定の適用については、同規定中「同規則第65条第1項第3号により記載される金額」とあるのは「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する省令（平成10年大蔵省令第8号）による改正前の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条第1項第2号から第4号までに掲げる項目の金額」とする。



付 則

- 1 この改正規定は、平成12年5月11日から施行する。
- 2 施行日前における本所の上場株券は施行日において、改正後の第4条の規定による制度信用銘柄の選定があったものとして取扱う。

付 則

- 1 この改正規定は、平成12年10月20日から施行する。

(17.2.1変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年7月16日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項及び第3条第2項の規定の適用については、平成32年6月末日までの間においては、これらの規定中「株券上場審査基準の取扱い2.(5)d、f前段、g及びhの規定」とあるのは「株券上場審査基準の取扱い2.(5)d、f前段、g及びh並びに退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例1.(2)(利益の額に係る部分に限る。)及び2.の規定」とする。

(13.10.1変更)

付 則

1. この改正規定は、平成13年10月1日から施行する。
2. 前項の規定にかかわらず、改正後の平成3年11月29日改正付則第6項及び第8項の規定は、商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第79号）附則第2条又は第24条においてなお従前の例によるとされた自己株式については適用しない。
3. 改正後の第2条第1項第2号及び第3条第1項第3号の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以降に上場申請（予備申請を含む。）を行う新規上場申請者の株式の分布状況の審査から適用する。
4. 改正後の第2条第1項第2号及び第3条第1項第3号の規定は、施行日以降最初に到来する事業年度の末日に係る株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年10月1日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律の規定により投資主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該投資主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成12年10月20日改正付則第2項を削る改正規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、この改正規定施行の際、制度信用銘柄に選定されていない銘柄（改正前の第4条第3項の規定により平成19年7月1日以降の日に選定できるものに限る。）に係る制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄に選定されていない銘柄（改正前の第4条第3項の規定により平成19年7月1日以降の日に選定できるものに限る。）に係る貸借銘柄の選定について適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成27年2月13日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項第1号及び第2号並びに改正後の第6条第1項第1号及び第2号の規定は、この改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する事業年度の末日の審査から適用する。
- 3 施行日の前日までに改正前の第5条第1項第2号a又は改正前の第6条第1項第2号aに該当し猶予期間に入っている銘柄のうち、審査時期が到来していない銘柄については、施行日において当該猶予期間を解除することとする。
- 4 施行日の前日までに改正前の第5条第1項第2号bに該当し猶予期間に入っている銘柄については、改正後の第5条第1項第1号に係る猶予期間にある銘柄とみなす。
- 5 施行日の前日までに改正前の第6条第1項第2号bに該当し猶予期間に入っている銘柄については、改正後の第6条第1項第1号に係る猶予期間にある銘柄とみなす。

付 則

この改正規定は、平成27年4月1日から施行し、この改正規定施行の前日に開始した連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成28年10月24日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項、第3条第2項、第5条第2項、第6条第2項及び第7条の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

- 1 この改正規定は平成31年4月1日から施行し、平成30年11月30日以前を事業年度、計算期間若しくは営業期間の末日を審査対象日とする内国株券又は不動産投資信託証券にかかる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 2 改正後の第4条第2項第3号の規定は、平成31年4月1日以後に上場する銘柄から適用する。

付 則

この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和6年3月8日から施行する。

変更 6.10.1、7. 3.1、7.7.1、8.1.1、8.4.1、8.5.1、8.11.1、9.1.1、9.7.1、9.8.1、9.10.27、  
10.1.1、10.3.1、10.12.1、11.3.1、11.5.1、11.8.1、11.9.1、11.11.10、12.3.1、  
12.5.11、12.8.7、12.10.20、13.7.16、13.9.1、13.10.1、14.2.1、15.1.1、15.1.14、  
15.5.8、15.10.1、16.1.5、16.8.27、16.10.1、16.12.13、17.2.1、18.5.1、18.6.1、  
19.7.1、19.9.30、20.4.1、21.1.5、22.4.1、22.6.30、22.9.30、24.5.10、27.2.13、  
27.4.1、28.10.24、30.3.31、31.4.1、令2.11.1、4.4.4、6.3.8

## 制度信用取引に係る権利の処理に関する規則

制定 39. 4. 14

実施 39. 5. 1

(目的)

第1条 この規則は、信用取引・貸借取引規程第9条の規定に基づき、本所の上場有価証券の制度信用取引に係る配当請求権、株式分割による株式を受ける権利その他の権利の処理に関して必要な事項を定める。

(3. 4. 1・10. 12. 1・12. 5. 11・13. 4. 1・13. 9. 1・15. 1. 14・18. 5. 1変更)

(配当落調整額)

第2条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、投資信託の受益証券の収益分配及び投資証券の金銭の分配を含む。）その他の金銭の交付（以下「配当等」という。）が行われた場合は、当該銘柄の発行者の株主（優先出資者、受益者及び投資主を含む。以下同じ。）に交付される配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額（税法上配当収入とみなされる金額に対する源泉徴収税額を含む。）相当分を控除した額（以下「配当落調整額」という。）の金銭を当該銘柄の発行者の配当受領株主確定日現在制度信用取引に係る金銭の貸付けを受けている顧客（以下「信用買顧客」という。）に支払い、制度信用取引に係る株券（優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下同じ。）の貸付けを受けている顧客（以下「信用売顧客」という。）から徴収する。

(7. 10. 2・10. 12. 1・13. 9. 1・15. 1. 14・16. 8. 27・18. 5. 1変更)

2 前項の規定による金銭の授受は、当該銘柄の発行者が配当等の交付を開始した日（以下「配当交付日」という。）以後遅滞なく行うものとする。

(3. 4. 1・16. 8. 27変更)

(予想配当落調整額の金銭の預託)

第3条 正会員は、前条の規定により信用売顧客から配当落調整額の金銭の引渡しを受けることとなった場合において必要と認めるときは、配当交付日以前において予想配当落調整額の金銭を信用売顧客から預託させることができる。

(3. 4. 1・7. 10. 2変更)

(株式分割等による株式を受ける権利等)

第4条 正会員は、制度信用取引を行っている銘柄につき、株式分割等による株式を受ける権利

(株式分割(優先出資分割、受益権の分割及び投資口の分割を含む。以下同じ。))による株式(優先出資、受益権及び投資口を含む。以下同じ。)を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。以下同じ。)、新株予約権(株主に割り当てられたものに限り、新投資口予約権、株式の割当てを受ける権利並びに優先出資及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。)又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合は、別表「権利処理価額算出に関する表」により算出した当該株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の価額(以下「権利処理価額」という。)に相当する額の金銭を当該銘柄の株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利の割当期日現在の信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

(4. 2. 25・7. 10. 2・10. 12. 1・13. 4. 1・13. 9. 1・14. 4. 1・16. 8. 27・18. 5. 1・26. 12. 1変更)

- 2 前項の規定により信用買顧客に支払う金銭は、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金から差し引き、信用売顧客から徴収する金銭は、当該制度信用取引の担保となっている売付代金から差し引くことにより処理するものとする。

(3. 4. 1・4. 2. 25・10. 12. 1変更)

- 3 前2項の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割による株式を受ける権利又は株式無償割当てによる株式を受ける権利(制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類株式が付与される場合に限る。)が付与された場合で、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式(自己株式が交付される場合の当該自己株式を含む。以下同じ。)が割り当てられたときは、買付有価証券及び売付有価証券の数量は、当該数量を当該新株式割当率に1を加えた数を乗じた数量に調整し、買付価格及び売付価格は、当該価格に当該新株式割当率に1を加えた数で除した額に調整することにより処理するものとする。この場合において、調整後の買付価格又は売付価格に円位未満の端数が生じたときは、新株式の買付価格又は売付価格は、当該端数を切り捨てた価格とし、当該株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の買付価格又は売付価格は、調整前の買付価格又は売付価格から当該新株式の買付価格又は売付価格に新株式割当率を乗じた額を差し引いた価格とする。

(18. 1. 4・18. 5. 1変更)

- 4 前3項の規定にかかわらず、権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格又は売付価格から権利処理価額を差し引いた額及び買付価格又は売付価格に新株式割当率に1を加えた数で除した額が1円未満となるときは、これが1株(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券の場合には1口)当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収する。

(15. 1. 14追加・16. 8. 27・18. 1. 4・18. 5. 1変更)

- 5 第1項の規定にかかわらず、付与された権利の内容につき、当該権利の行使条件、譲渡性、換金可能性その他の事情を勘案して、権利の処理を行うことが適当でないと本所が認める場合

は、権利の処理を行わないものとする。

(18.5.1追加)

(新株式等の引受け)

第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合（前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。）において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位（当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあつては、1単位（1単位は、単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。）を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいう。）とする。以下同じ。）の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株式を移転することにより処理することができるものとする。

(7.10.2・10.12.1・13.4.1・13.9.1・14.4.1・15.1.14・18.5.1・19.9.30・21.1.5変更)

2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権（譲渡制限新株予約権を除く。）が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権を移転し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、新株式を移転することにより処理することができるものとする。

(13.9.1追加・13.10.1・16.12.13・18.1.4・18.5.1・21.1.5変更)

3 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権の割当てを受ける権利（譲渡制限新株予約権に係るものを除く。）が付与された場合において、割り当てられた新株予約権について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権を移転することにより処理することができるものとする。

(14.4.1追加・18.5.1変更)

4 前各項の規定により正会員が新株式又は新株予約権を移転することとなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

(3.4.1・7.10.2・10.12.1・13.9.1・14.4.1・18.5.1・21.1.5変更)

5 権利落後に制度信用取引を継続する場合において、買付価格から権利処理価額を差し引いた額及び買付価格に新株式割当率に1を加えた数で除した額が1円未満となる銘柄については、これが1株（優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券の場合には1口）当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払うものとする。

(18. 5. 1追加)

(金銭の授受の日)

第6条 前2条の規定による金銭の授受（計算上処理を含む。）の日は、当該銘柄の権利付売買最終日における売買の決済日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）とする。

(4. 2. 25・7. 10. 2・10. 12. 1・16. 8. 27変更)

(新株式等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株式又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株式又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

(7. 10. 2・13. 9. 1・14. 4. 1・18. 5. 1・21. 1. 5変更)

(議決権その他の権利等)

第8条 本所の上場有価証券の制度信用取引においては、株主総会の議決権、株主帳簿閲覧権、株主優待権等については、これを権利として処理を行わないものとする。

(10. 12. 1変更)

(権利処理等の特例)

第9条 本所は、この規則に定めのない制度信用取引に係る権利の割当て又は剰余金の配当等があった場合及びこの規則に基づく権利の処理又は剰余金の配当等の調整が特に適当でないと認める場合は、当該権利処理についてその都度これを定める。

(10. 12. 1・18. 5. 1変更)

変更 昭42. 4. 7、45. 5. 1、49. 11. 6、50. 4. 28、53. 1. 11、53. 6. 1、57. 10. 1、59. 3. 21、平3. 4. 1、4. 2. 25、4. 4. 1、7. 10. 2、10. 12. 1、11. 4. 1、13. 4. 1、13. 9. 1、13. 10. 1、14. 4. 1、15. 1. 14、16. 8. 27、16. 12. 13、18. 1. 4、18. 5. 1、19. 9. 30、21. 1. 5、26. 12. 1

- 1 貸借取引の権利処理のために指定証券金融会社（信用取引・貸借取引規程第1条第1項に規定する指定証券金融会社をいう。以下同じ。）がその銘柄について株式分割等による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利（以下「割当新株式等」という。）の売入札を行う場合

(13.9.1・14.4.1・18.5.1・26.3.6変更)

$$\frac{\text{割当新株式等処分総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

- 2 貸借取引の権利処理のために指定証券金融会社とその銘柄について割当新株式等の買入札を行う場合

$$\frac{\text{割当新株式等買入総代金}}{\text{落札割当新株式等の数}} \times \text{新株式割当率}$$

(26.3.6変更)

- 3 貸借取引の権利処理のために指定証券金融会社とその銘柄について割当新株式等の売入札又は買入札を行わない場合

(26.3.6変更)

- (1) 株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式が割り当てられる場合）、新株予約権（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式を目的とする場合）又は新株予約権の割当てを受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と同一の種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合）

(14.4.1・18.5.1変更)

$$\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} \times \frac{\text{旧株券の権利付売買最終日の最終値段} + \text{新株式払込額} \times \text{新株式割当率}}{1 + \text{新株式割当率}}$$

- (2) 株式無償割当てによる株式を受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式が割り当てられる場合）、新株予約権（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする場合）又は新株予約権の割当てを受ける権利（制度信用取引を行っている銘柄の株式と異なる種類の株式を目的とする新株予約権を取得する場合）

- a 権利落の期日において当該異なる種類の株式に係る株券（以下「割当株券」という。）が国内の金融商品取引所に上場されている場合

$$(\text{旧株券の権利付売買最終日の割当株券最終値段} - \text{新株式払込額}) \times \text{新株式割当率}$$

(19.9.30変更)

- b 前a以外の場合

旧株券の権利付売買最終日の最終値段－旧株券の権利落の期日の午前立会の1株当た



りの平均売買代金

(18. 5. 1追加)

(3) 会社の分割による株式を受ける権利

(13. 4. 1追加)

- a 権利落の期日において承継会社株券（分割により事業を承継する会社が発行する株券をいう。以下同じ。）が国内の金融商品取引所に上場されている場合

分割会社株券（分割を行う会社が発行する株券をいう。以下同じ。）の権利付売買最終日の承継会社株券最終値段×新株式割当率

(13. 4. 1追加・16. 12. 13・18. 5. 1・19. 9. 30変更)

- b 前a以外の場合

分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段－分割会社株券の権利落の期日の午前立会1株当たりの平均売買代金

(13. 4. 1追加)

- (注) 1. 落札割当新株式等の数には、指定証券金融会社が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等処理した場合の当該割当新株式等の数を含むものとし、割当新株式等処分総代金及び割当新株式等買入総代金には、指定証券金融会社が入札以外の方法により売買単位に満たない数の新株式の割当新株式等処理した場合の当該処理代金を含むものとする。

(7. 10. 2・13. 4. 1・13. 9. 1・13. 10. 1・18. 5. 1・26. 3. 6変更)

2. 新株予約権の割当てを受ける権利の価額を算出する場合には、「新株式払込額」は、「新株予約権の発行価額及び新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべき金額の合計額の1株当たりの額」と読み替える。

(14. 4. 1追加・18. 5. 1変更)

3. 旧株券及び分割会社株券の権利付売買最終日の最終値段並びに旧株券又は分割会社株券の権利付売買最終日の割当株券等又は承継会社株券の最終値段については、その日に約定値段がない場合にはその日の最終気配値段とし、その日に約定値段及び最終気配値段がない場合には直近の約定値段又は最終気配値段とする。

(13. 4. 1・16. 12. 13・18. 5. 1変更)

4. 算出した権利処理価額に銭位未満の端数が生じた場合には、これを四捨五入する。ただし、当該銘柄の売買単位の株式の数を乗じて得た金額について円位未満の端数が生じる場合には、算出した権利処理価額に売買単位の株式の数を乗じて得た金額について生じる円位未満の端数を四捨五入し、これを売買単位の株式の数で除して得た金額を権利処理価額とする。

(4. 2. 25・7. 10. 2・13. 4. 1・13. 10. 1・18. 5. 1変更)

5. 3 (2) b 及び (3) b 中、「午前立会の1株当たりの平均売買代金」とあるのは、旧株券又は分割会社株券に権利落の期日の午前立会において約定値段がな

い場合には「午後立会の1株当たりの平均売買代金」と、権利落の期日において約定値段がない場合には「最終気配値段」と読み替える。ただし、権利落の期日において約定値段及び最終気配値段がない場合には「旧株券の権利落の期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金」及び「分割会社株券の権利落の期日の午前立会の1株当たりの平均売買代金」とあるのは、それぞれ「本所がその都度定める値段」とする。

(13.4.1追加・18.5.1変更)

6. 3 (2) b 及び (3) b により算出された価額が0円未満となる場合は、引受権価額は0円とする。

(13.4.1追加・18.5.1変更)

7. 本表に定めのない事項については、本所がその都度定める。

(13.4.1追加)

#### 付 則

この改正規定は、平成7年10月2日から施行する。ただし、第5条第1項中「整数倍」の次に「(単位株制度の適用を受けない場合には、1株の整数倍)」を加える改正規定及び別表「引受権価額算出に関する表」中(注)の改正規定は、平成7年9月30日から施行し、同日以後に権利確定日が到来する銘柄から適用する。

変更 昭42.4.7、45.5.1、49.11.6、50.4.28、53.1.11、53.6.1、57.10.1、59.3.21、平4.2.25、7.10.2、13.4.1、13.9.1、13.10.1、14.4.1、15.1.14、16.8.27、16.12.13、18.5.1、19.9.30、26.3.6、令6.3.8